

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和5年9月20日（水曜日）
開 会 午後 1時07分
閉 会 午後 2時03分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
委員長 成 田 光 雄
副委員長 泉 英 之
委 員 田 辺 裕 三
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 岡 部 享
// 舎 川 智 也
// 押 田 大 祐
// 松 井 桂 将
// 横 野 昭
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に松井 邦人委員、岡部委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項1番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。
それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。
まず、1番目の「下水サーベイランス事業の実施を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
- 松井 邦人委員 賛成です。
- 久保委員 調査・研究です。
- 岡部委員 検査結果の精度が確立されていないと聞いておりますので、調査・研究です。
- 委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、2番目の「脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
- 松井 邦人委員 賛成です。
- 久保委員 調査・研究です。
- 岡部委員 富山市で行っている古紙や衣類などの回収についても項目に入っているので、これは必要ないのではないかという気もしますが、賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、3番目の「燃料油価格の高騰への対処を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に4番目の「健康保険証の廃止を延期し、いまの健康保険証の存続を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「農業者戸別所得補償制度の法制化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、6番目の「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果につきまして、確認させていただきます。
今定例会においては、全会一致の賛成となったものはございませんでした。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を9月21日（木曜日）の正午までに事務局に提出してください。
事務局には、同日中に各会派に一覧表を配布させたいと思います。
次に、協議事項2番目の議員派遣の件についてであ

ります。

このことについては、お手元の資料1のとおりです。この件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、9月26日（火曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思っておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、先ほどの意見書及び議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について、確認しておきたいと思っております。

まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、9月25日（月曜日）の午後5時まで、また、討論の通告期限については、9月22日（金曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が、9月25日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、協議事項3番目の本会議の進め方についてであります。

議員提出議案及び議員派遣の件も踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料2に沿って、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料2により説明〕

委員長

それでは、最終日、9月26日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項4番目の委員会視察についてであります。

お手元の資料3に沿って、協議を進めたいと思います。

まず、(1)視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、11月13日(月曜日)から14日(火曜日)までの1泊2日の行程で行いたいと思います。

次に、(2)視察先及び視察目的につきましては、視察先は山形県山形市と東京都荒川区で、視察目的は両自治体ともに、議会運営について、当初予算の審査についてであります。

また、視察に当たっては、(3)委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことを踏まえ、視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

なお、2日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。

最後に、協議事項5番目のその他ですが、前回の本委員会において、泉委員から申出がありました、さきの大島議員の一般質問での発言については、委員会終了後、皆様にお配りしたところであります。

この件について、事前に泉委員より発言の申出がありますので、発言を認めます。

泉委員

事務局の皆さん、文字起こしをしていただきありがとうございました。

前回の議会運営委員会での私の発言の趣旨については、あくまでも議会運営委員会の副委員長として疑

義を感じて文字起こしを提案したまでであり、大島議員に対し私怨はありませんので、あらかじめ申し上げます。

私の疑義の前提条件は、富山市の一民間企業に対し、名指しで質問したことの是非についてです。個人的にはあるまじき質問だとは考えておりますが、そこは皆さんで御協議いただきたいと思います。

該当部分については、一般質問要旨で言えば、大島議員の一般質問の中の大項目2の公共交通について、(6)のイ、会社からの改善策の報告について、社外取締役たる副市長に問うの部分です。また、前回の議会運営委員会終了後に大島議員が委員長に提出した北陸信越運輸局の保安監査の結果について(概要)も併せて配付していただいております。その文書と文字起こしを基に正確に指摘させていただきます。

まず1点目、列車見張員の見張り位置について、北陸信越運輸局の文書には、「見通し距離を500メートル確保すること」とありますが、大島議員は、「500メートル以上」と発言されております。以下、以上、未満の表現で内容が変わってくるということがあります。

次に2点目、北陸信越運輸局の文書には、「作業責任者は作業表示標を作業箇所の前後200メートルかつ運転士から見やすい位置に建植しなければならない」とありますが、大島議員は、「200メートル地点で中間見張員を立てなければいけないということもしていない」と発言しております。中継見張員の配置と作業表示標の建植について、200メートルという数字において、混同していることは明らかです。

次に3点目、北陸信越運輸局の文書には、「点呼執行者は当該列車の乗務員に周知していなかった」とありますが、大島議員の発言では、「運転士に対して今日ここで保線作業がありますということも、朝の点呼で言っていない」と表現が変わっております。「周知していなかった」から「言っていない」と断定するように変わっております。

次に4点目、北陸信越運輸局の文書では、「列車見張員は合図旗等を携行することなく」という表現ですが、大島議員の発言では、「赤い旗も持っていない」となっております。合図旗を赤い旗と断定しておりますが、工事現場においては、夜間は赤が黒に見えたり、また紅葉シーズンは赤や黄色は目立たないことから白旗を用いることも多く、その他緊急時には発煙筒の使用もあり得ると容易に判断できるところ、短絡的に道具に置き換えて発言されております。

今、申し上げたように引用された北陸信越運輸局の文書から逸脱し、また正確性にも欠け、後半は自らの仮定を提示して、憶測と妄想に起因した表現に終始されております。

美濃部副市長が臆せず答弁されておりますので、質問に係る最後の部分の取消しまでを求めるものではありません。

前回の議会運営委員会でも申し上げましたが、刑事裁判、民事裁判等の審議中の案件でありますので、特に大声で書類を振り上げながら発言する映像を配信することに関して、事故に関わった関係者の心情は察するに余りあります。

大島議員の一般質問の「皆さんにお聞かせいたしますが」から「その会社の実態がこれですかというふうに思います」の部分は不正確で、全てが発言取消しに値すると私は判断しています。

委員長

今、泉委員から御意見をいただきました。

大島議員の一般質問については、前回の議会運営委員会終了後、文字起こししたものを皆さんに配付いたしました。この発言について御意見を伺いたいと思います。

皆さん、御意見はありませんか。

舎川委員

前回、泉委員から提案があったものですが、大島議員の一般質問の文字起こしについて確認させていただきました。まだ少し感情的な部分はあるとは思いますが、今の泉委員の御意見を受けて、改めてこの

文字起こしを見ておりますと、やはり少し過激な発言や決めつけるような発言もあります。その一方で、大島議員の独特な表現と言いますか、若くして作業中に亡くなられた方に対する思いが乗った発言と見ておりました。

我が会派としては、今回の発言については全体を照らしてみても、著しく事実と異なる内容で非難に値するとまでは言い難いものと考えております。こうした発言につきまして、それぞれの議員の受け取り方は当然違います。また、発言取消しに関しては、まずは発言された議員の意思が尊重されるものと考えます。

したがって、今回の大島議員の発言については、会派から取消しを求めるようなことはいたしません。

押田委員

今、舎川委員が受け取り方は人それぞれだとおっしゃいました。それぞれの「それ」として意見を言わせてもらいますが、文字起こしを見ますと首をかしげる点が幾つかあります。

まず1点目、JR高山本線の表現については「盲腸となる」とおっしゃっていました。盲腸について、いろいろ調べてみますと、一般的に要らないもの、もしくはそれに準ずるようなものとありまして、JR高山本線を軽視しているのではないかと受け取ることができると思います。

委員長

今、おっしゃったことは、配付した文字起こしにありましたか。

押田委員

なかったですか。

皆さんも大島議員の一般質問は聞いていたと思います。後から確認していただければ分かるはずですが。盲腸という言葉があったと思います。

私どもは、JR高山本線を富山―北陸と東海を結ぶ大動脈というふうに判断しております。地元の利用者、沿線のたくさんの企業をいかように考えているのかと受け取られてもしようがなく、いわゆる市民の利益をどう考えているのかと。JR高山本線の気

持ちを考えると、盲腸は不適切だと思います。

長くなるのですけれども、富山地鉄ゴールデンボウルの登記の有無について、当局は答弁を控えました。それに対して大島議員は「控えるということは未登記ですね」と断定された上で話を進めておりました。市議会という公式な場で断定されたら反論も否定も何もできない状態で、一議員の推測で話が進んでしまうということはいかがなものかと考えます。

耐震基準の質問に関しても「そろそろガターが来てもおかしくない」と。おそらくがたのことだと思うのですが、あえてガターというふうにおっしゃいました。やはり反論も説明もできないところで、一企業のことをおとしめるような、いかにも富山地方鉄道株式会社が法的義務をなしていないというような表現をすることは、市議会という公式な場での発言としてはいかがなものかと考えます。

だんだんと言葉が強くなりますけれども、死亡事故に関する質問について、まだ民事裁判も刑事裁判も終わっていない、裁判所が判断しなければならないものを市議会の場で申し上げることはいかがなものかと思えます。その中で一番強かった言葉として、「殺されたようにしか思えない」というような発言がありました。個人の発想ですので駄目だとは言えないのですが、品格ある市議会の場で、こういった言葉が出ることはいかなうなものかと考えます。殺されるというのは、人をあやめることです。それを市議会の場で言ってもいいのか、これを議会運営委員会として認めてもいいのか、富山市議会はそれを認める議会なのかということは考えていかなければならないと思えます。

まだいっぱいあります。富山地方鉄道株式会社がこれだけの事件を起こしたことは事実ですから、そこで社長が交代することになると引責辞任です。大島議員は「規定どおり退職金がもし払われているのならば、ただの任期満了退任であり」とお金の話を持ち出されました。いえ、引責辞任をしているのです。お金のことは、私たちが外から言う話ではありません。

このように一方的に見解を押しつけることについては、市議会として認めてもいいのか、認めてはいけないのか、それをこの議会運営委員会で議論するべきだと思っております。

舎川委員 動議を提案いたします。
議員の発言は当然自由で、また尊重されるべきだと考えますが、その一方でやはり自由には責任が伴うということは間違いありません。
その上で、先日の議会運営委員会で泉委員が指摘したのではない箇所について、今、この場で押田委員がさらに上乘せされました。ここは言いたいことを言う場ではないと思います。
したがって、今の押田委員の発言に対して、委員外議員である大島議員は発言できないので、一方的なものとなると思います。そうならないように、今回、大島議員に発言を求めるのかどうかを皆様に諮りたいと思います。

泉委員 今の動議には納得できません。
我々、議会運営委員会というものは、議長の諮問機関であります。今回の本会議において、不適切だと思われる案件に対して協議しているわけで、私が疑問に思う部分の文字起こしをお願いしましたが、当然ながら押田委員も本会議で耳で聞いているし、メモも取っている。その中で、関連性があるような発言を停止することはいかなるものかと思えます。

舎川委員 動議に賛成か諮ってください。

久保委員 少し確認させてください。委員外議員の発言を動議で求めることはできるのですか。本人からの申出と考えているのですが。

議事調査課長 できます。

委員長 今、舎川委員から大島議員に説明を求めたい旨の動議が提出されました。これより、この動議を直ちに

議題とし、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決いたしたい……

(「異議あり」と発言する者あり)

泉委員 動議で賛否を諮ってどうするつもりですか。
そういう規程はありますか。動議で今の発言が関係がないと言って……

委員長 今、動議が出されました。これを議題として、皆さんの挙手により採決したいと。

泉委員 それを諮る理由は何ですか。

岡部委員 前回の議会運営委員会で泉委員から指摘があった部分については、会派でもいろいろと議論してきたわけでありまして。
例えば、この作業員は殺されたようにしか思えない、あるいは個別企業の事案について強烈に発言したなどということがあったので、その部分について文字起こしがされました。そこにまた押田委員から新たな事実関係の指摘や行き過ぎた発言があると意見が出たことで、今日の議会運営委員会での議論が違う方向になってきているのではないかと思いますし、そこで動議が出てくるということも、よく分からないと思っています。
今回の議論のもともとのスタートラインはどこだったのかを明確にして進めていかなければならないと思います。大島議員は、私と同じような年代ですから、駄じゃれが混じるような発言も大変多いのです。殺されたという発言についても、「ひどい言い方ですが」と、若干、自分の気持ちも入れて発言をしているわけですので、そこもしっかりと見ていく必要があると思っています。
どのように議論するのかということを決めて、議論を進めてください。ちょっと横道にそれているような状況になっているので、少し修正していただけますか。

舎川委員 泉委員がおっしゃった、なぜ動議を出したのかということですが、我が会派としてどちらかの肩を持つということではありません。そもそも私たちは大島議員の発言取消しについて、動議も何も出していません。聞いた上で、問題はないだろうと流したのです。

しかし、泉委員が疑義を感じ、文字起こしがされた。それを見て、先ほど我が会派の意見として述べたように、いろいろなことはあるかもしれないが、全体を照らしてみても、全部、または一部の発言を取消しする必要はないだろうと発言させていただきました。

その上で、また押田委員が、泉委員が指摘した部分以上のことをおっしゃったものですから、これは一方的になるかもしれないと思ひ、大島議員の発言も認めてはどうかという趣旨で動議を出したものです。

泉委員 そういったことは関係例規集には一切書いていませんが、委員長が認めればということもあります。そういうことであれば結構です。了解しました。

委員長 今、舎川委員から大島議員に説明を求めたいという動議があり、その理由の説明もありました。

この動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条第1項により挙手により採決いたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではお諮りいたします。

委員会条例第43条第1項に基づき、大島議員に説明を求めることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。よって、そのように決定いたします。

それでは、大島議員に説明をお願いしたいと思います。

す。

大島議員

ただいま発言をお許しいただきまして、誠にありがとうございます。また、私の一般質問の内容でこのような時間を割いていただいて、ありがとうございます。

さきの8月30日に議会運営委員会委員長宛てに発言予定書を提出しております。その中で、令和5年6月7日付の北陸信越運輸局の富山地方鉄道株式会社に対する改善指示について発言することは予定として出しておりますので、委員の皆様方は、こういう内容の一般質問があるのだと承知していらっしゃるのではないかと思います。委員長宛てですが、もちろん副委員長も御覧になっていらっしゃると思います。また、本会議の初日には同様の内容の発言通告書を提出しておりますので、突然これを読んだということではないと思います。

泉委員は、前回の議会運営委員会で一企業の労災という形で建設業者の立場からお話をされたかと思えます。私もこの改善指示を読むまでは、失礼な言い方かもしれませんが、入ったばかりの若い作業員の方が、早く逃げろと言われていたのに、もたもたしていて事故に遭われたのではないかと感じておりました。しかし、これを読んでもみると、幾つもの規則違反がありました。警察への取材だと思えますが、ここに書かれていないこともマスコミがいろいろと報道していらっしゃいます。

重大事故として、運輸安全委員会がおよそ1年間かけて報告書にまとめられますので、私が申し上げたことが1年後にもし間違っていたら、喜んで訂正して謝罪をさせていただきたいと思えます。私が言った内容でほぼ間違いなくまとめられると確信をしております。

先ほどの200メートル地点に中継見張員ということについては、200メートル地点に工事の看板を上げなければならないと読み忘れたことを今でも悔やんでおります。500メートル以上と言ったのが500メートルの間違いだっただけかもしれませんが、

500メートルを見通しとして確保しなければならない。それができなければ200メートル地点で中継見張員も配置しなければならないということは事実なのです。そのあたりは確認しております。赤い旗については、これは会社の担当者が赤い旗をこれから持たせるべきだと言っていたことから申し上げました。強い言い方だったかもしれませんが。

去年、三浦前副市長が社外取締役役に就任されましたけれども、議会の日程の都合で定期総会と本会議最終日での副市長の選任が逆になったために1週間で辞めることになってしまいました。次の美濃部副市長は今年6月の定期総会で社外取締役役に就任するものだとばかり思っておりましたが、有価証券報告書により昨年10月の臨時総会で就任したということを知りました。美濃部副市長は、副市長ではありませんが、富山地方鉄道株式会社の社外取締役役として経営の中に入って管理監督すべき立場で、その半年後にこの規則違反に基づく重大事故が起きたということになりますので、これは美濃部副市長の責任は免れないというふうに今でも思っております。

私はこういった機会を捉えて、この事故の原因を皆様方に改めて理解してもらうことで、犠牲になられた若い社員や遺族の方に納得していただけるかもしれないと思っております。今、こういった機会を与えていただいて非常にありがたく思っております。泉委員からパフォーマンスだと言われたことについては、私の不徳の致すところだと思っておりますが、私の真意は変わりません。富山市と富山地方鉄道株式会社は運命共同体なのです。こういったずさんな管理の中で事故が起こったので、今後、万が一同じような事故が起きてしまっても、富山地方鉄道株式会社が成り立たなくなれば、富山市としては本当に困ることだという思いから質問させていただきました。その機会をいただいて、本当にありがとうございました。

泉委員

また建設業の話になってしまうかもしれませんが、今の200メートル地点という話で、北陸信越運輸

局の文書では、見通しの悪いところは見張員を2人出しなさいと。見通し距離を500メートル確保できる位置にまず1人、本線や立山線は曲線が多い路線ですので、見通しの悪いところは中継見張員を配置しなさいという規定があります。ただ、200メートルのところに2人目を配置しなさいという規定は一切ありません。なぜかといいますと、電車を見張っていて、例えばその方が急遽便意を催したときにトイレに行けないものですから、これは富山地方鉄道株式会社がつくった規則の中で作業表示標を置きますということです。そのことは全然理解されていないというふうに思っております。

あともう1点、社外取締役が会社の全権を握っているような感覚でいらっしゃるようですが、社外取締役は上場企業については2名以上とされており、一般企業では設置の義務づけはされておられません。前回の議会運営委員会で富山市の株式保有比率が二、三%と間違えて申し上げましたが、調べたところ0.27%でした。そういった面から言っても、社外取締役というのは、要はオブザーバーであって、会社の内規までしつこく言える立場ではありません。会社法を見てもらえば分かることだと思います。社外取締役になったから、会社の中身を全て精査できるという立場ではございません。

ですから、その会社法を誤認されていて全然理解してない発言だと思いますので、一応私のほうから指摘させていただきます。

久保委員

先ほど、舎川委員が発言の機会がないとよくないと、本当にいいことをおっしゃいました。

当然、遺族の方や富山地方鉄道株式会社側にも発言したいことがあったと思うのです。本日の協議において大島議員に発言の機会がないことがこの議論の上で欠けているのではないかとということを考えれば、これは本会議においても同じで、富山地方鉄道株式会社や遺族の方が発言する機会がないところで議論されたということは、皆さん同じ思いなのだろうなと思っております。

その上で、一般質問については会議規則で決まっています、議員は市の一般事務について質問することができるかと書いてあります。市の一般事務とは何ぞやというところは、決め決めにしてしまうと一般質問しづらくなることもあると思いますから、あえて細かくしようとは申しません。市の行政事務、市の所管、市の責任の下で行われている事業に対して、疑義を唱えたり、所信を聞いたり、もしくは市内で起こったことに対する市長の見解を問うたりなどといったことはあってもいいと思いますが、これはどこまでも無制限に事業や一民間人に対して及ぶものではないと思いますし、この節度はしっかりと守っていかないと、今後の議会運営に大きな禍根を残すことになってしまうのではないかと考えております。個々の感じ方、考え方がありますが、議長には議事整理権がありますから、改めて我が会派として私たちが思っていることを議長にお伝えしておこうと考えております。

この場ではこれ以上何が正しいのかどうかということは、私たちは専門家でもなく資料も手元にない方もいらっしゃると思いますので、私としては、個別の事案についての議論はこの程度にとどめていただいて、あとは個々がしっかりと一般質問の範囲について考えていただければありがたいなと思います。

舎川委員

分かりました。

一般質問の範囲などについては、前回の議会運営委員会でもおっしゃっておいりましたし、それは今後また話をしていこうということですね。

ただ発言取消しをするべきかどうか、この場で諮りたいと泉委員がおっしゃったわけですから、そこだけはちゃんと結論を出すべきだと思います。

泉委員

諮ってほしいとは言っていません。別に決を採れとは言っていないです。

委員長

前回の議会運営委員会で泉委員から大島議員の一般質問が発言取消しに当たるのではないかと疑義があ

り、今回皆さんに意見を求めました。
岡部委員の言うとおり、押田委員の発言からちょっと横道にそれた気がするので、そもそもは泉委員が疑義を持ったことについて意見を伺いたいと。
先ほど意見を言われていない会派から、この文字起こしされました部分について、確認された上での意見を聞かせてください。

松井 桂将委員 多分この部分を泉委員は言っているのだろうなと文字起こししていただいた資料を熟読させていただきました。
公明党会派としては、そもそもこの一般質問の発言は、当然発言した議員が責任を持って行うというものでありますし、取り消すのか取り消さないのかは、我が会派からということではなく、御本人からあるものだというふうに理解、認識しています。
先ほども動議が出されまして、大島議員の思いの丈もお聞きをしました。この文字起こしの部分以外の話もありましたけれども、それはそれで、大島議員としてはそういう思いを伝えなかったということですので、この発言取消し云々については、我が会派からどのようにするべきかという部分については言うことはありません。

舎川委員 前回の泉委員の提案については、発言取消しを求めることまではせず、意見を聞かせてほしいということでもよかったですね。
先ほど私がお伝えしたとおりで、御本人の意思が尊重されるべきだということが我が会派の立場です。

泉委員 ここで決を採って大島議員に発言取消しを求めるということではありません。議会運営委員会は議長の諮問役ですので、そういった役割を果たすために、今日出た意見をきちんと議長に伝えてほしい旨の提案です。
ただ申し上げたいことは、舎川委員も議長を2年も務めておりましたから分かるかもしれませんが、今回のような大声を張り上げて書類を振り上げるなど

の大島議員の行為について注意するなど、議長采配で止めることができたのであれば、このようなことは起きなかったはずです。

また前回の定例会でも疑義があると言って、私から申し上げたことですが、立憲民主市民の会の議員が勘違いでしたと言って取り消されたこともありましたので、もっと緊張感を持って一般質問に臨んでいただきたいという思いもあります。私が見ている中で、きちんと法律に基づいて一般質問していた議員が何人かいました。今回、大島議員には、ちょっと辛い思いをさせたかもしれませんが、もっとこういった意見を周知して、各議員が緊張感を持って臨んでいただきたいということです。こういった話合いの議論の中身を議長に伝えてほしいというのが私の思いです。

舎川委員 久保委員が先ほどおっしゃったことですが、采配などについての議長への報告は議会運営委員会としてなのか、会派としてなのか、その辺はどのように考えているのですか。

久保委員 当然議事整理権を持っているから、今日の大島議員の発言も含めて、このような議論があって、このような意見があった、誰がどのようなことを言ったのかということを経理から議長に伝えていただきたいです。

その上で、私たちが問題だと思う箇所について、こういうところは少し懸念を持っていますということを経理が会派として議長にお伝えしに行くということでもあります。

議会運営委員会は議会運営委員会、会派は会派ということで御理解をいただければと思います。

横野委員 これまで意見を聞いていて、皆さんの言わんとするところは分からなくはないですが、そうであれば、まずは議会運営委員会として委員長と副委員長で議長に話をしてきてください。その中で、今回こういったことがあった、議長として注意していただきたい

いなどといったことをしっかりと伝えていただければいいのではないですか。

議員が一般質問をして、それに対して富山市や市民が不利益を被る可能性があるから議員としてこの発言はおかしいのではないかということについてのそれぞれの捉え方と、大島議員の一般質問の文字起こしを見る限りは大きな違和感はないのだけれども、ただそのアピールの仕方についてはあまりにも気になるところもあったので、このことについては議長に伝えておくべきだと思います。

久保委員から会派として意見を伝えるという発言があったけれども、私たちも議事運営上の責任者でもあるのだから、会派からではなく議会運営委員会として委員長と副委員長で議長に対してこういった意見が出たので、またその辺りしっかりとしてくださいと、議長とコンセンサスを取っていただいて、その方向性を出してもらおうと。まずは今回の事案を委員長と副委員長でしっかり整理してください。どれだけ話し合いをしても聞いている人は何を言っているのだという状況になっているから、その発言の内容を議論するのであれば、また違う方法があるのではないかと思います。

今日の協議内容としては、この発言内容は駄目、動議が出るのはおかしい、意見交換しましたなどというものではなかったと思います。泉委員の提案に対して、その中身について協議しましょうと言っていたのに、こういう形で議論が進んでいくのであれば、議会運営委員会でこのような意見があったのですが、どうでしょうかと、委員長と副委員長が議長に相談をするべきだと私は思います。

委員長

ここで、委員外議員である赤星議員より事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数でありますので、よって赤星議員の発言は許可することに決定いたしました。

赤星議員 発言の許可をいただきまして、今、大分議論が進んだところでございますが、先日の議会運営委員会における泉委員からの提起を受けた内容で準備してきましたので、大島議員の一般質問についての日本共産党会派としての意見を述べさせていただきたいと思っております。

美濃部副市長は、個人としてではなく、富山市の副市長として富山地方鉄道株式会社の社外取締役就任されているのであって、それは一般質問でたずべき行財政全般に該当するので、大島議員が一般質問されたことには何ら問題はないと考えます。

大島議員は、公開されている資料—国土交通省北陸信越運輸局局長名で富山地方鉄道株式会社社長宛てに発出された富山地方鉄道株式会社に対する改善指示について（概要）に基づき、さらには、報道などから独自の調査をされた上で、富山地方鉄道本線の保線作業中に列車が保線作業員に接触し、その後、亡くなった事故について、国土交通省が確認したように富山地方鉄道株式会社に幾つもの重大な違反行為があったのは事実であり、聞いている人に分かりやすく一般質問で述べられたのであって、取消しを求めるほどの大きな間違いがあったとは考えられません。

また、美濃部副市長は自らの答弁でも、富山地方鉄道株式会社の業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行う役割として、令和4年10月の臨時株主総会において社外取締役に就任したと述べられており、この約半年後の本年4月11日に作業員が死亡した事故に関する会社の責任について、美濃部副市長に説明を求め、所信をたず質問をすることは、議員固有の権能として当然のことであり、何ら問題はないと考えております。大島議員は独自の調査から限られた時間の中で誠実に質問されたのであって、発言の取消しを求める必要はないと思っております。

最後に「私はあなたの意見には反対だ。だが、あなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」という言葉があります。フランスの哲学者ヴォルテールの民主主義の名言として有名な言葉です。議会は言論の府であって、全ての議員が対等・平等であり、その発言は、たとえ自分の意見と違って相互に尊重すべきであるということをお互い肝に銘じるべきであると思います。

泉委員 赤星議員の発言に対してやり取りを続けてもよろしいですか。

委員長 いえ、一応皆さんからの意見を聞きましたので、まとめて……

泉委員 委員外議員の意見は言いっぱなしでいいのですか。感覚が違うから質問がしたいのです。

久保委員 社外取締役をどう捉えるかというところでも会派間での差が大分あるのだろうというふうに思います。私たちは社外取締役だからといって、富山地方鉄道株式会社の経営云々まで議会で取り扱うべきではないという立場ですので、そこで大きな差があると思っています。これだけ捉え方に差があるから何をやってもいいということにはならず、社会のルール、議会のルールがあるのです。今回のことについて言っているわけではなくて、ルールの中で秩序と品位を保っていくためには、その共通認識を外れるものがある場合に少し整える必要があるのではないかと改めて思います。

このことについては、会派の中でもまた議論をしていただいて、皆さんとも協議、調整していきたいと思っています。

泉委員も発言したいところがあると思いますが、まずは会派の中で収れんさせて、また皆さんと意見交換したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

それぞれの意見を出していただいたと思います。泉委員から提案のあった件については、大島議員に発言取消しを求めることはしないと、私はそう認識しております。

また、皆さんからいろいろ御意見がありましたが、この協議内容については、私どもから議長へ報告したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、後日議長へ報告いたします。

以上で本日の協議事項は終了いたしました。

これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年9月定例会
(令和5年9月20日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井邦人

署名委員 岡部 享